

## 第5章 災害予防計画

災害対策の究極は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。

災害予防計画は、災害を未然に防止し、災害対策を推進するために必要な事業及び施設の整備に関する計画であって、災害予防責任者である市長及び関係機関が実施するものである。

## 第1節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同で行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。

### 1 市及び市防災会議が実施する訓練

市及び市防災会議は、各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法はおおむね次のとおりである。

| 区 分             | 時 間         | 実施場所         | 実 施 内 容  | 所 管          |
|-----------------|-------------|--------------|--|--------------|
| 総合訓練            | 適 時         | 適 当 な<br>地 区 | 各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。                                      | 市 防 災<br>会 議 |
| 水防訓練            | 水害発生<br>期 前 | 水害危険<br>地 区  | 図上又は実施訓練<br>水防工法、排水門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、三笠市消防計画に掲げる訓練を実施する。 | 三 笠 市        |
| 消防訓練            | 適 時         | 火災危険<br>地 区  | 図上又は実施訓練<br>消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報連絡等のほか、三笠市消防計画に掲げる訓練を実施する。        | 消防本部         |
| 避難救助<br>訓 練     | 適 時         | 適 当 な<br>地 区 | 図上又は実施訓練<br>水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等をおり込んだ訓練を実施する。         | 三 笠 市        |
| 災害通信<br>連絡訓練    | 適 時         | 適 当 な<br>地 区 | 図上又は実施訓練<br>主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。                              | 三 笠 市        |
| 非常招集<br>訓 練     | 適 時         | 適 当 な<br>地 区 | 図上又は実施訓練<br>災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。   | 三 笠 市        |
| その他災害に<br>関する訓練 | 適 時         | 適 当 な<br>地 区 | その他災害に関する訓練を実施する。(他の関係機関で実施する訓練について協力)   | 市 防 災<br>会 議 |

## 第2節 災害による被害発生予想区域等

本市における災害による被害発生予想区域等は、次のとおりである。

### 1 重要水防区域

本市の主要河川は、石狩川水系幾春別川であり、特に水防上警戒を要する重要水防区域は、(別表編10)のとおりである。

### 2 土砂災害警戒区域等指定箇所及び危険箇所

本市における土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所の指定箇所及び危険箇所は、(別表編11)のとおりである。

### 3 浸水想定区域

本市の浸水想定区域は、別に定める「三笠市洪水ハザードマップ」によるものとする。

### 4 山地災害危険地区

本市における山地災害危険地区は、(別表編12)のとおりである。

### 5 排水門等の施設

排水門等の施設は、(別表編13)のとおりである。

### 6 ダム施設

ダム施設は、次のとおりである。

| ダム名 | 水系  | 河川名  | 所在地 | ダムの規模 |        | 総貯水量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 事業者    |
|-----|-----|------|-----|-------|--------|----------------------------|--------|
|     |     |      |     | 堤高(m) | 堤頂長(m) |                            |        |
| 桂 沢 | 石狩川 | 幾春別川 | 桂 沢 | 63.6  | 334.25 | 92,700                     | 北海道開発局 |

### 7 農業用ダム施設

農業用ダム施設は、次のとおりである。

平成28年12月1日現在

| 番号 | ダム名   | 河川名   | 所在地     | 堤高<br>(m) | 堤長<br>(m) | 総貯水量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 管理者     |
|----|-------|-------|---------|-----------|-----------|----------------------------|---------|
| 1  | 仙太郎の沢 | 仙太郎沢川 | 美園町 258 | 8.5       | 50.0      | 45.0                       | 北海土地改良区 |
| 2  | ヌッパの沢 | 抜羽の沢川 | 柏 町 936 | 22.7      | 190.0     | 350.0                      | 〃       |
| 3  | 小野の沢  | 小野の沢川 | 大 里 339 | 16.8      | 150.0     | 157.0                      | 〃       |
| 4  | 前田の沢  | 前田の沢川 | 大 里 334 | 16.5      | 95.0      | 238.0                      | 〃       |
| 5  | 共同の沢  | 前田の沢川 | 大 里 263 | 10.0      | 290.0     | 144.0                      | 〃       |
| 6  | 鈴木の沢  | 前田の沢川 | 大 里 173 | 4.5       | 50.0      | 31.0                       | 〃       |
| 7  | 岡本の沢  | 岡本の沢川 | 大 里 333 | 9.0       | 47.5      | 21.0                       | 〃       |
| 8  | 蔭の沢   | 蔭の沢川  | 萱 野 484 | 9.35      | 81.0      | 28.0                       | 〃       |
| 9  | 勝 井   | 蔭の沢川  | 萱 野 485 | 9.8       | 61.0      | 26.0                       | 〃       |
| 10 | 一の沢   | 一の沢川  | 岩見沢市宝水町 | 12.8      | 97.0      | 58.0                       | 〃       |
| 11 | 宝 池   | 野々沢川  | 岩見沢市宝水町 | 17.1      | 158.8     | 1,014.0                    | 〃       |

### 第3節 土砂災害予防計画

地すべり、急傾斜地（がけ崩れ）、土石流等の土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるための予防計画は、この計画に定めるところによる。

#### 1 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区数

本章第2節「災害による被害発生予想区域等」に定めるところであり、その数は次のとおりである。

##### (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

| 種 別        | 危険箇所 | 土砂災害警戒区域 | 内土砂災害特別警戒区域 |
|------------|------|----------|-------------|
| 地すべり危険箇所   | 3    | —        | —           |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 51   | 32       | 32          |
| 土石流危険溪流    | 48   | 28       | 12          |

##### (2) 山地災害危険地区

| 種 別        | 危険箇所 |
|------------|------|
| 山腹崩壊危険地区   | 168  |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 60   |
| 地すべり危険地区   | 11   |

#### 2 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

##### (1) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

##### (2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限するものとする。

(3) 三笠市

住民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知、啓発を図る。

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による指定

| 区域名      | がけの形態     |           | 土 質  | 被害が予想される住家数 | 対 策<br>工 種 | 法令等による<br>指 定 状 況    |
|----------|-----------|-----------|------|-------------|------------|----------------------|
|          | 角度<br>(度) | 高さ<br>(m) |      |             |            |                      |
| 奔別<br>新町 | 30        | 30        | 強風化岩 | 68戸         | 集 水<br>井 工 | 平成14年3月25日<br>告示第57号 |

3 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるため、国、道及び市は、次のとおりがけ崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）防止対策

ア 北海道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、市に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料提供について指導するものとする。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適當なものを施工するものとする。

(ロ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(ハ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ 三笠市

住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知、啓発を図る。

## (2) 山腹崩壊防止対策

### ア 北海道森林管理局、北海道

- (ア) 「森林法」（昭和26年法律第249号）に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。
- (イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。
- (ウ) 市に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

### イ 三笠市

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

## 4 土石流予防計画

### (1) 北海道開発局、北海道森林管理局

- ア 土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防、治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。
- イ 砂防、治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。
- ウ 同一溪流内で同時期に複数の砂防、治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

### (2) 北海道

- ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進するものとする。  
また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。
- イ 危険溪流に関する資料を提供し、住民への危険溪流に関する資料の提供について指導するものとする。
- ウ 砂防、治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

(3) 三笠市

住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知、啓発を図るものとする。

(4) 避難行動要支援者関連施設の通知

| 種 別     | 指定の種類                | 指定区域名 | 施 設 名                 |
|---------|----------------------|-------|-----------------------|
| 土石流危険渓流 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 清住町沢川 | 三笠市特別養護老人ホーム<br>ことぶき荘 |

5 警戒体制

基準以上の降水量が生じたとき及び危険区域内の状況等に異常が生じた場合において本部長（市長）が必要と認めたときは、次のような警戒体制をとる。

(1) 警戒体制の基準雨量

| 区 分    | 基 準 雨 量                             |                                     |                                      |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|        | 前日までの連続雨量が100mm以上あった場合              | 前日までの連続雨量が40～100mmあった場合             | 前日までの降雨がない場合                         |
| 第1警戒体制 | 当日の日雨量が50mmを越えたとき                   | 当日の日雨量が80mmを越えたとき                   | 当日の日雨量が100mmを越えたとき                   |
| 第2警戒体制 | 当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき | 当日の日雨量が80mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき | 当日の日雨量が100mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき |

(2) 応急措置の内容

ア 第1警戒体制

危険区域の警戒・巡視を実施し、広報車等により地域住民に周知徹底をする。

なお、第3章第4節に定める「地区情報連絡責任者（各町内会長等）」に警戒の協力を求めるものとする。

イ 第2警戒体制

住民に対して避難準備を行うよう広報するが、必要に応じ、基本法に規定する警告、事前措置、避難の指示等の処置を実施する。

6 避難救助

(1) 異常現象の情報を得た場合は、直ちに現地において必要な応急対策を行うとと

もに地域住民に警告するものとする。

(2) 崩壊、流砂土の危険があると認めたときは、直ちに第6章第4節「避難救出計画」に基づき住民を避難させるものとする。

(3) 地すべり危険区域等避難計画

| 番号 | 指定地域名  | 避難場所      | 連絡先    | 電話番号   |
|----|--------|-----------|--------|--------|
| 1  | 奔別新町地区 | 幾春別市民センター | 市民生活課長 | 2-3188 |
|    |        | 幾春別消防センター | 消防署長   | 2-3499 |

## 7 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者関連施設及び在宅の避難行動要支援者への情報の伝達方法、福祉部局と共有体制については、「三笠市避難支援プラン全体計画」に基づき実施する。

## 8 防災意識の向上

防災訓練、防災教育の実施に加え、土砂災害ハザードマップの提供による防災意識の向上を図る。

## 第4節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪、雪崩等の災害に対処するため、迅速、的確な除排雪の実施と交通の確保に必要とする事項については、この計画の定めるところによる。

### 1 除雪路線区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道は、北海道開発局が実施する。
- (2) 主要道道及び一般道道は、北海道が実施する。
- (3) 市道については、市が実施する。特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するため民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は次のとおりとする。

| 種類  | おおよその基準  | 除雪目標  |
|-----|--|---|
| 第1種 | 道所管－1,000台/日以上<br>の道路<br>市所管－国道、道道及び<br>主要道との連絡幹線及び<br>バス路線                          | 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。<br>異常降雪時においては、極力2車線を確保する。(北海道は2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。)                                 |
| 第2種 | 道所管－300台/日以上1,000<br>台/日未満の道路<br>市所管－消防活動路、公共施<br>設連絡路、通学路並び<br>に市民及び車両の<br>通行の頻繁な道路 | 2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設けることとなってもやむを得ないものとする。(北海道は2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。)                                      |
| 第3種 | 道所管－300台/日未満の道<br>路<br>市所管－上記以外の住居密集<br>地区における生活関<br>連道路                             | 1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが状況によって一時交通不能になってもやむを得ないものとする。<br>(北海道は2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。) |

## 2 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないように配慮するものとする。

## 3 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合はそれぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは本部を設置するものとする。
  - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
  - イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。
- (2) 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容するものとする。

## 4 積雪時における消防対策

### (1) 消防水利施設の保全

- ア 消防署は、常時消防水利が使用できるよう定期的に巡視して除雪を行うものとする。
- イ 何人も消防水利施設の使用に支障をきたすようなことをしてはならない。もし消防水利施設の使用に支障があることを発見したときは、直ちに消防署に通報し、又は除去に協力するものとする。

## 5 除雪要領

- (1) 除雪路線は、前記1の除雪路線区分とする。
- (2) 大量の除雪が必要な場合は、民間車両等の借上げを行い、昼夜を問わず路線の確保を図る。
- (3) 市直営の除雪作業が不可能な場合には、民間業者により機械導入して、委託により路線の確保を図る。
- (4) 本部は、常に気象予警報に注意し、関係機関と連絡を密にして配車に万全を期すること。

## 6 屋根の雪下ろしの励行

市民は、異常降雪により危険が予想される場合は、屋根等の雪下ろしをすともにも落雪防止による歩行者の安全確保に努めなければならない。

## 第5節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、第7章「水防計画」に定めるほか、この計画の定めるところによる。

### 1 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等の情報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

### 2 水防区域等の警戒

第5章第2節「災害による被害発生予想区域等」に定める区域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため市及び河川管理者等は、次により万全の措置を講ずるものとする。

(1) 市は、第7章第6節「水防活動」に定める巡視を行うものとする。

(2) 河道内の障害物の除去

市及び河川管理者は、捨雪及び結氷等により河道、導入路等が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

(3) 道路の除雪

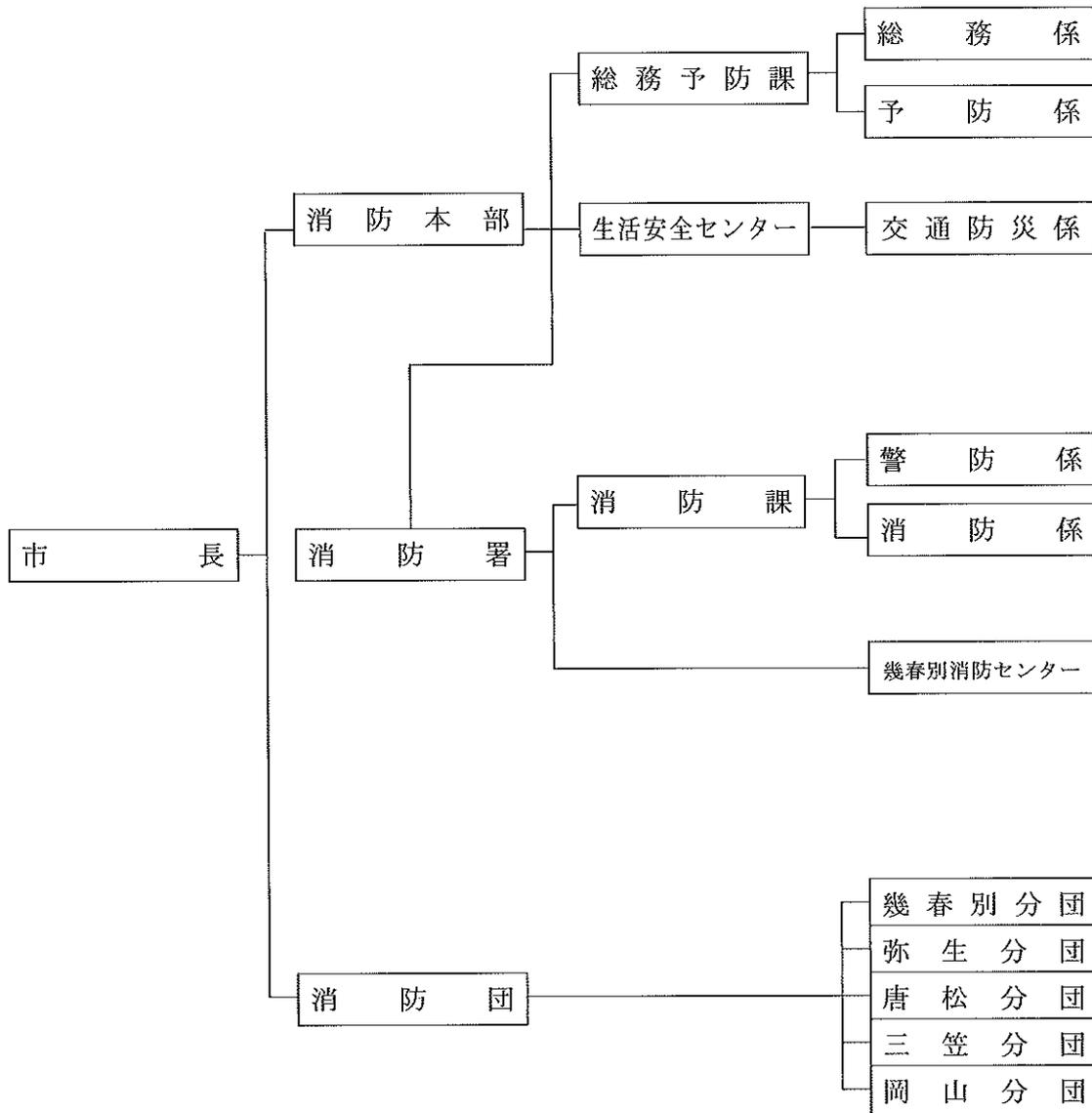
道路管理者は、積雪、結氷、滞留内水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図るものとする。

## 第6節 消防計画

暴風、異常乾燥及び地震等による大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等については、別に定める「三笠市消防計画」によるものとする。なお、平常時及び非常時の組織は、次のとおりである。

### 1 消防組織

#### (1) 平常時の消防事務機構





## 第7節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時には、高齢者、障がい者等のいわゆる避難行動要支援者が被害を受ける場合が多いことから、市及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民、町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備を図り避難行動要支援者の安全を確保するための計画である。

### 1 避難行動要支援者の実態把握

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

また、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

### 2 名簿の対象者範囲

- (1) 介護保険における要介護者で要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳（1・2級）を所持している者
- (3) 療育手帳区分Aを所持している知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を所持している単身世帯の者
- (5) 緊急通報設置世帯の支援対象となる者
- (6) 上記以外に関係団体や家族が支援の必要を認めた者

### 3 名簿の記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所又は居所
- (4) 性別
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### 4 名簿作成に必要な個人情報の入手

市は、名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報等を集約するものとする。

## 5 避難支援等関係者への名簿の提供

市は、災害の発生に備え、消防機関（三笠市消防署、三笠市消防団）、岩見沢警察署、民生委員、三笠市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿を提供するものとする。

ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

## 6 情報の更新

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を年1回以上更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

## 7 名簿情報の保護

市は、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 8 避難のための情報伝達

市は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け、又は知ったときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

## 9 避難支援等関係者の安全確保

- (1) 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。
- (2) 避難行動要支援者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
- (3) 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

## 10 緊急連絡体制の整備及び避難体制の確立

- (1) 地域、町内ぐるみの協力の下、災害時における避難行動要支援者に対する緊急連絡体制の整備及び避難誘導等を円滑に行うための体制の確立に努める。
- (2) 災害発生時又は発生のおそれがある場合における避難体制については、別に定める「三笠市避難支援プラン全体計画」に基づき実施する。

## 11 防災教育、訓練等の充実

避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、その様態に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## 12 避難行動要支援者への配慮

避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて利便性や安全性に十分配慮するとともに施設内での行動等に支障とならない環境づくりに努める。

また、避難所における避難行動要支援者の健康及び介護には特段の配慮が必要なことから、専門職員の派遣を行う。

## 13 社会福祉施設の対策

### (1) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害時において、迅速、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を定めておくものとする。

また、平常時から地域住民やボランティア組織等との交流に努め、災害時に支援協力が得られる体制づくりに努める。

### (2) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の確立を図る。

### (3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時において適切な行動がとれるよう施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練を定期的に実施するよう努める。

## 14 援助活動

### (1) 避難行動要支援者の確認、早期発見

災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者について安否の確認に努める。

### (2) 避難所等への移送

避難行動要支援者を発見した場合は、避難所へ移送し速やかに負傷の有無を確認するとともに病院及び施設等への収容を判断する。

### (3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

### (4) 応援依頼

救助、救出活動の状況及び避難行動要支援者の状況を把握し適時適切な判断により隣接市、北海道に応援を要請する。

## 15 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災組織の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるような条件づくり、環境づくりに努める。

- (1) 多言語による防災パンフレット等の整備及びボランティアの派遣等による情報提供を行い防災知識の普及啓発に努める。
- (2) 外国人を含めた防災訓練、防災教育を推進する。

## 第8節 林野火災予消防計画

林野を火災から保護するための予防措置及び火災発生の場合における効率的な消火については、この計画の定めるところによる。

### 1 組織及び実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、次の機関で構成する三笠市林野火災予消防対策協議会において、相互の連絡、情報交換及び指導等、円滑な実施を図るものとする。

#### (1) 実施機関（資料編6）

三笠市、三笠市消防本部、空知森林管理署、空知総合振興局森林室、岩見沢市、森林愛護組合

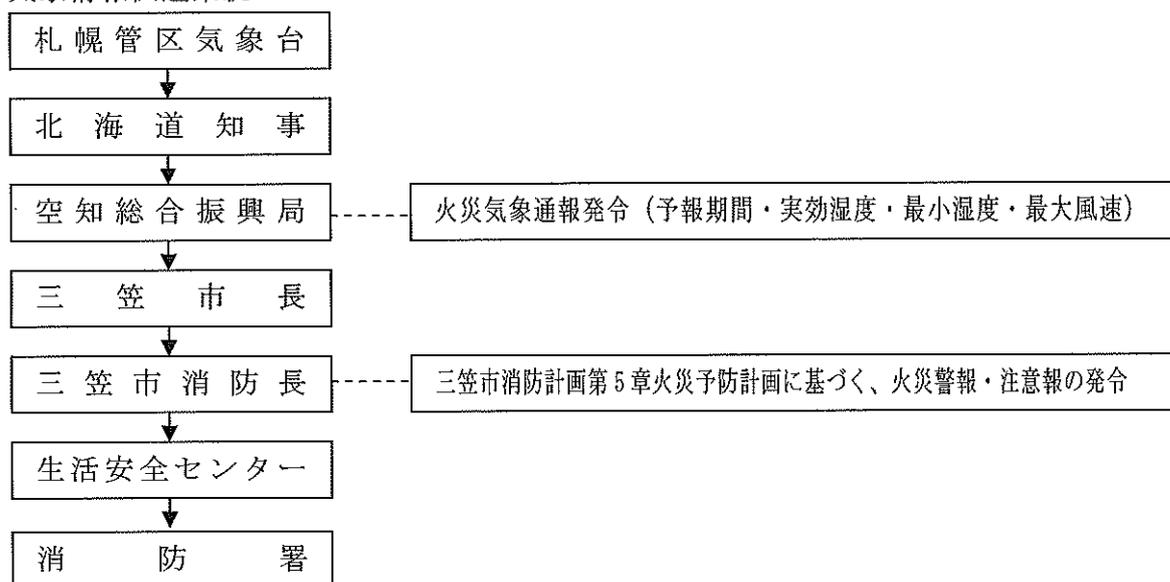
#### (2) 協力機関

空知総合振興局、報道機関、桂沢ダム管理支所、幾春別川ダム建設事業所、岩見沢警察署、桂沢水道企業団、電源開発(株)東日本支店桂沢電力所、三笠建設協会、三笠市商工会、三笠市観光協会、いわみざわ農業協同組合三笠支所、三笠市教育委員会、北海道中央バス(株)、北交ハイヤー(株)三笠営業所、堀川林業(株)、(株)砂子組、(社)北海道猟友会三笠支部、鳥獣保護員兼自然保護巡視員

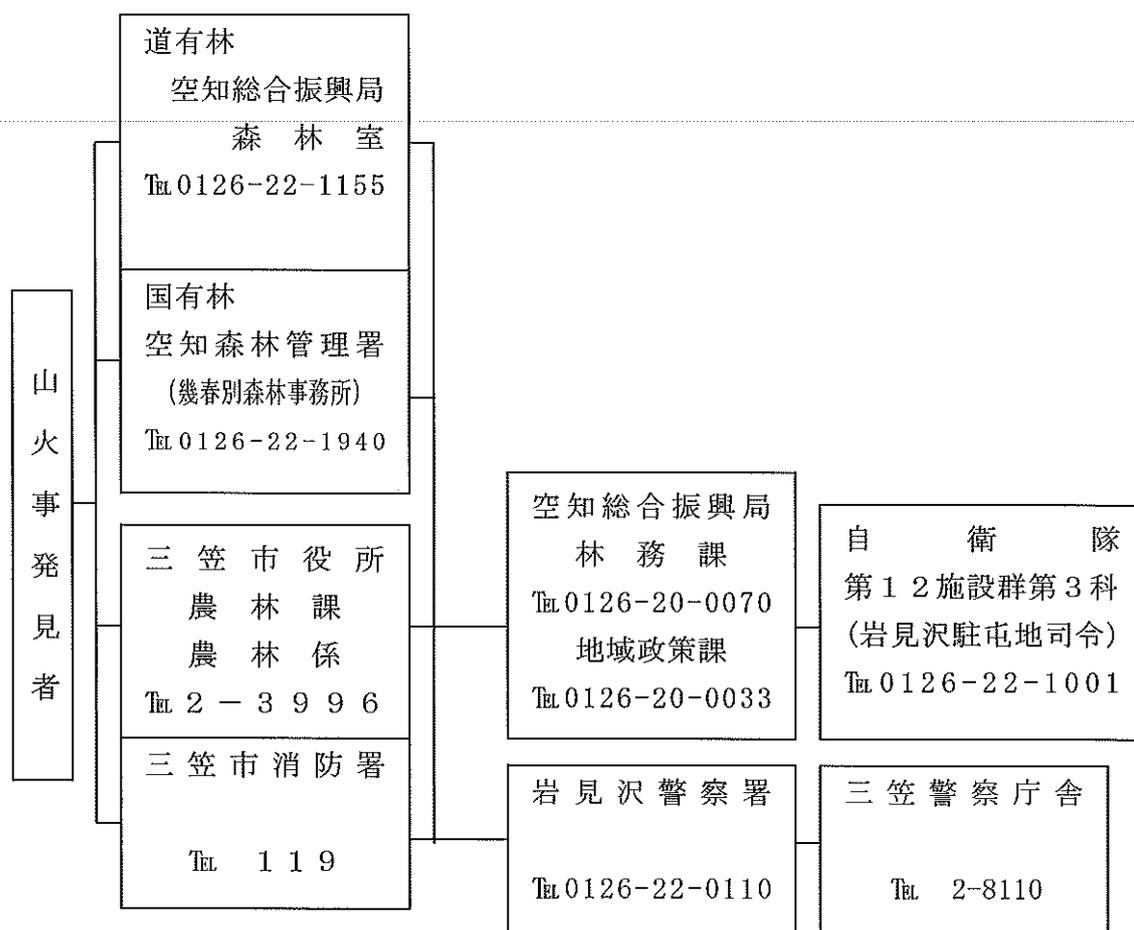
### 2 気象情報等連絡対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。また、火災発生時の通報連絡を徹底することなど、次の系統図によるものとする。

#### (1) 気象情報伝達系統



## (2) 林野火災発生通報系統



### 3 林野火災予消防対策

林野火災予消防対策については、三笠市が定める「三笠市火入れに関する条例」及び三笠市林野火災予消防対策協議会が定める「三笠市林野火災予消防対策要綱」によるものとする。

### 4 道立自然公園桂沢地域予消防対策

同公園における火災予消防対策は、別に定める「道立自然公園桂沢地域山火事予消防対策要綱」によるものとする。

## 第9節 桂沢ダム災害予防計画

ダムからの放流による下流の災害を予防するために必要とする事項については、この計画の定めるところによる。

### 1 ダムの管理

ダムの管理者（北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所桂沢ダム管理支所）は、ダムからの放流を行う場合においては、放流による下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めることを原則とし「桂沢ダム操作規則」に定めるゲート操作を行うものとする。

### 2 ダムからの放流

ダムからの放流は、次の場合に限り放流するものとする。

- (1) 水位が満水位をこえるとき。
- (2) 非洪水期間(11月1日～6月14日)から洪水期間(6月15日～10月31日)に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- (3) 洪水期間において水位が制限水位をこえるとき。
- (4) 予備放流を行うとき。
- (5) 洪水調整を行うとき。
- (6) 洪水調整等の後における水位の低下をさせるとき。
- (7) 洪水に達しない流水の調整を行うとき。
- (8) かんがい用水供給のための放流を行うとき。
- (9) ゲート又はバルブの点検整備を行うため特に必要があるとき。
- (10) その他特にやむを得ない理由があるとき。

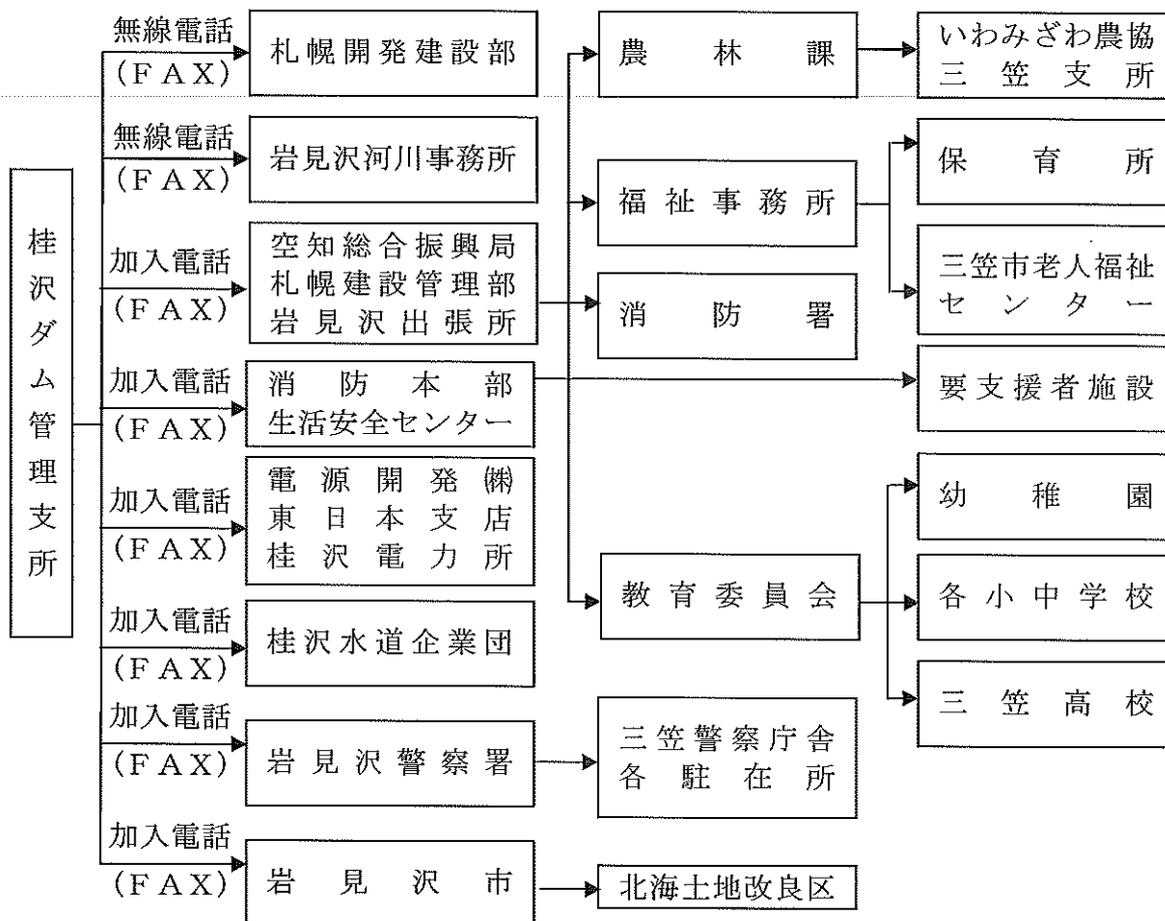
### 3 関係機関への通知

放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため、関係機関に通知するものとする。

#### (1) 関係機関への電話通報

| 通 報 名         | 通 報 内 容          |
|---------------|------------------|
| (1) 洪水警戒体制    | 警戒体制に入ったとき又は解除   |
| (2) 放流開始      | 放流開始1時間前予告       |
| (3) 放流後       | 放流開始通報           |
| (4) 放流量増加     | 放流量増加通報          |
| (5) ただし書き操作   | 計画を超える洪水時の操作への移行 |
| (6) ただし書き操作終了 | 計画を超える洪水時の操作終了   |

(2) 通知連絡系統



4 住民への周知

ダムからの放流による災害を防止するため、住民に対して警報車の拡声器及びサイレン又は擬似音の吹鳴により警告又は周知を行うものとする。

- (1) ダムに設置されたサイレン等は、放流と開始する約10分前までに吹鳴及び通報を完了するものとする。
- (2) ダム以外に設置されたサイレン等は各地点の水位が上昇すると認められる約30分前から吹鳴などを行うものとする。
- (3) 警報車による警報は、各地点の水位が上昇すると認められる15分前に行うものとする。
- (4) サイレン等による警報は次による。  
吹鳴50秒－休止10秒 吹鳴50秒－休止10秒 吹鳴50秒－休止30秒 を3回繰り返す。
- (5) 拡声器による警報の内容

サイレン等に併置された拡声器及び警報車に設置された拡声器による警報は、河川の水位の増加時刻、増加量等を周知するものとする。

(6) ダム情報の入手

自動電話応答装置（電話番号6-7510）でダム情報を傍受することができる。観測データ内容は、ダム貯水位、ダム流入量、ダムゲート放流量、ダム全放流量、貯水量、貯水池空容量、ダムの時間雨量及び累計雨量、流域平均時間雨量及び累計雨量、藤松水位、市来知水位等である。

【 インターネット ～ 国土交通省 「川の防災情報」 】

<http://www.river.go.jp/>

<http://www.i.river.go.jp/> （携帯電話用）

5 ダム放流記録

ダムからの放流等の通知があった場合は、「石狩川水系桂沢ダム放流通報連絡記録表（様式編第7号様式）」により記録しておくものとする。

## 第10節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

市は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努めるものとする。

### 1 食料の確保

- (1) あらかじめ、食料関連機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。
- (2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

### 2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努めるものとする。

### 3 防災備蓄品

避難した住民に対する応急的な非常時用品を備蓄するものとし、備蓄場所、備蓄品及び数量については、(別表編 14) のとおりである。

